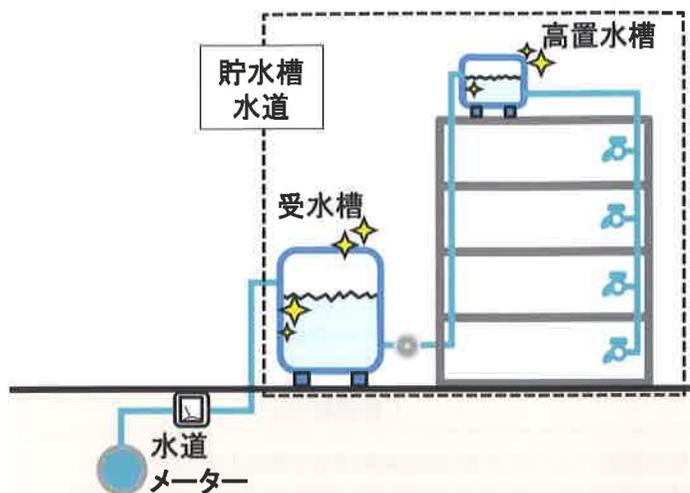
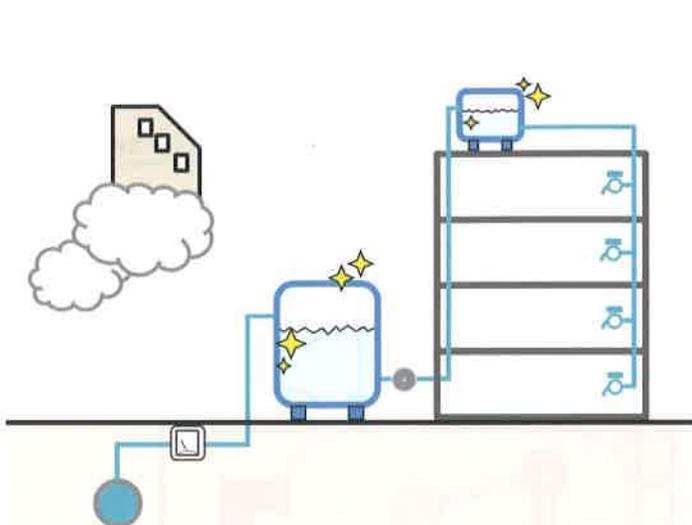


貯水槽水道の衛生管理

簡易専用水道・小規模貯水槽水道



ビル・マンション等の大きな建築物に設置されている、水道事業者から供給される水をいったん貯水槽(受水槽、高置水槽)に貯めて供給する方式の水道を「貯水槽水道」と呼んでいます。

貯水槽水道は、**設置者**が責任を持って清掃・点検など、衛生管理を行わなければなりません。

小牧市

貯水槽水道とは

水道事業者から供給される水のみを水源とし、その水をいったん貯水槽に貯めた後、建物の利用者に飲み水として供給する施設を「貯水槽水道」といいます。

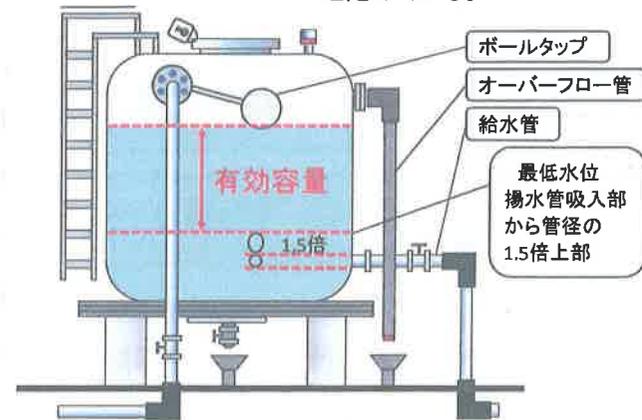
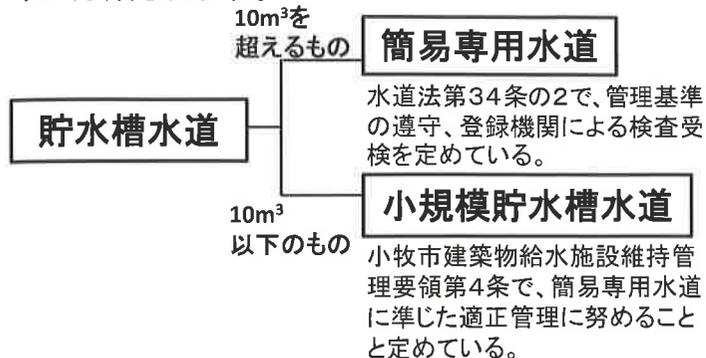
貯水槽水道は、**設置者(所有者・管理を委託されている方など)が責任を持って、施設の点検、清掃などを行い、衛生管理に努めなければなりません。**

水道管と違って、受水槽や高置水槽は密閉された構造ではなく、オーバーフロー管、通気管、点検口などが常に外気と触れています。このため、点検口のフタがなくなっていたり、オーバーフロー管の先端に取り付けられている防虫網が破損している場合、鳥のフンや虫などの思わぬものが水槽内に入り込み、水槽は汚れてしまいます。

また、地下に埋められている受水槽(コンクリート製)では、水槽の壁に亀裂が入った場合、地中の細菌や汚水などにより、水槽の水が汚染され、不衛生な飲み水となります。

貯水槽水道の分類

貯水槽水道は、受水槽の有効容量によって次のように分類されます。



設置者の義務

簡易専用水道については、水道法で定められた管理を行なう義務があります。小規模貯水槽水道についても、これに準じた管理に努めましょう。

水槽の清掃

1年以内ごとに1回、定期的に清掃しましょう。

定期検査

1年以内ごとに1回、厚生労働大臣の登録を受けた簡易専用水道検査機関による検査を必ず受けましょう。

日常的な点検・水質検査

施設の点検及び簡易な水質検査を定期的に行ないましょう。

貯水槽水道チェックリスト

貯水槽水道を適正に管理するためには、定期的に貯水槽水道をチェックする必要があります。このチェックリストを活用して下さい。

番号	項目	内容	結果	
			受水槽	高置水槽
1	水槽周囲	清潔でゴミ、汚物等が置かれていないか。	適・不適	適・不適
2		周辺にたまり水、ゆう水等がないか。	適・不適	適・不適
3	水槽本体	亀裂している箇所がないか。	適・不適	適・不適
4		漏水している箇所がないか。	適・不適	適・不適
5		槽壁、天井スラブにおける配管貫通部分等が防水密閉構造であるか。	適・不適	適・不適
6	水槽上部	ふたの直接上部には、他の設備機器等が置かれていないか。	適・不適	適・不適
7		上床盤の直接上部には、水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないか。	適・不適	適・不適
8	水槽内部	汚泥、赤錆等の沈殿物が異常に存在していないか。	適・不適	適・不適
9		当該施設以外の配管設備が設置されていないか。	適・不適	適・不適
10		水中及び水面に異常な浮遊物がないか。	適・不適	適・不適
11		水槽内に異物がないか。	適・不適	適・不適
12	マンホール	ふたは、防水密閉型のものであるか。	適・不適	適・不適
13		ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造であるか。	適・不適	適・不適
14	マンホール	施錠されているか。	適・不適	適・不適
15		マンホール面は、槽上面から10センチメートル以上立ち上がっているか、又はそれに代わる適切な構造であるか。	適・不適	適・不適
16	オーバーフロー管	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない構造であるか。	適・不適	適・不適
17		管端部の防虫網が正常であるか。	適・不適	適・不適
18	通気管	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないか。	適・不適	適・不適
19		管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない構造であるか。	適・不適	適・不適
20	水抜管	管端部の防虫網が正常であるか。	適・不適	適・不適
21		管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないか。	適・不適	適・不適
22	給水管	当該施設以外の配管と直接連結されていないか。	適・不適	適・不適
23		水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないか。	適・不適	適・不適
24	水質調査	臭気(臭い)	適・不適	適・不適
25		味	適・不適	適・不適
26		色度(色)	適・不適	適・不適
27		濁度(濁り)	適・不適	適・不適
28	残留塩素	0.1mg/L以上検出されるか。	適・不適	mg/L

こんなときは市役所へ

- ①簡易専用水道を設置・内容変更・廃止した場合
- ②検査機関から、市役所に報告するように助言を受けた場合
- ③蛇口のの水の色、濁り、臭い、味その他の異常が発生した場合
- ④水質事故が発生した場合

小牧市 市民生活部 環境対策課

〒485-8650 愛知県小牧市堀の内三丁目1番地

TEL 0568-72-2101(代表)

ホームページアドレス

<http://www.city.komaki.aichi.jp/suido/josuidou/008685.html>

水道法に基づく厚生労働大臣の登録簡易専用水道検査機関(愛知県に事業所があるもの)

平成28年10月1日現在

名称	所在地	電話番号
(一社)愛知県薬剤師会	名古屋市熱田区伝馬2-19-18	052-683-1131
(一財)中部微生物研究所	豊川市御津町赤根下川48	0533-76-2228
日本理化サービス(株)	名古屋市千種区千種3-20-20	052-733-3561
(株)東海分析化学研究所	豊川市御津町赤根下川50	0533-75-2250
日本水処理工業(株)	名古屋市西区こも原町80	052-509-2278
(株)コムケア	名古屋市中川区山王3-8-2	052-350-3510
(株)イズミテック	豊橋市高師町北新切267-5	0532-46-8521
名古屋上下水道総合サービス(株)	名古屋市中村区竹橋町35-22	052-678-2165
(株)環境科学研究所	名古屋市北区若鶴町152	052-902-4456

他の機関については下記(検査機関【厚生労働省】)をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html>

愛知県知事の登録建築物飲料水貯水槽清掃業者(小牧市に事業所があるもの)

平成28年6月末日現在

名称	所在地	電話番号
(株)アクアス	西之島967-1	73-5086
輪栄工業(株) 小牧営業所	久保新町87	73-5210
ライフアップパイプクリーン(有)	安田町162	74-6005
フジ工業(株)	下小針中島3-174	75-3959
(株)総合設備サービス	外堀1-135	71-8091
(株)あくえりあす	西之島588-1	41-5881

他の業者については下記(建築物登録業について【愛知県】)をご覧ください。
<http://www.pref.aichi.jp/0000025666.html>

日常的な点検・水質検査のポイント

簡易な水質検査

- 水の色・濁り・臭い・味【1日に1回以上】
蛇口から出る水を透明なガラスコップに汲み、異常が無いことを確認しましょう。
- 残留塩素濃度【1週間に1回以上】
残留塩素測定器を用いて、遊離残留塩素が0.1mg/L以上あることを確認しましょう。

施設の点検

